

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

(変更)

		資料番号	36	担当課	薬務衛生課
法令名	温泉法	根拠条項	31	不利益処 分の種類	浴用、飲用許可等の取消等
○温泉法 (昭和三十二年法律第百二十五号)					
(許可の取消し等)					
第三十一条 都道府県知事は、次に掲げる場合には、第十五条第一項の許可を取り消すことができる。					
一 公衆衛生上必要があると認めるとき。					
二 第十五条第一項の許可を受けた者が同条第二項第一号又は第三号のいずれかに該当するに至つたとき。					
三 第十五条第一項の許可を受けた者がこの法律の規定又はこの法律の規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。					
四 第十五条第一項の許可を受けた者が同条第四項において準用する第四条第三項の規定により付された許可の条件に違反したとき。					
2 都道府県知事は、前項第一号、第三号又は第四号に掲げる場合には、温泉源から温泉を採取する者又は温泉利用施設の管理者に対して、温泉の利用の制限又は危害予防の措置を講ずべきことを命ずることができる。					
(温泉の利用の許可)					
第十五条 温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。					
2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の許可を受けることができない。					
一 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者					
二 第三十一条第一項 (第三号及び第四号に係る部分に限る。) の規定により前項の許可を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者					
三 法人であつて、その役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの					
3 都道府県知事は、温泉の成分が衛生上有害であると認めるときは、第一項の許可をしないことができる。					
4 第四条第二項及び第三項の規定は、第一項の許可について準用する。この場合において、同条第三項中「温泉の保護、可燃性天然ガスによる災害の防止その他公益上」とあるのは、「公衆衛生上」と読み替えるものとする。					
(聴聞の特例)					
第三十三条 都道府県知事は、第九条第二項 (第十一条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)、第十二条、第十四条の九第二項又は第三十一条第二項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法 (平成五年法律第八十八号) 第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。					
2 第九条 (第十一条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)、第十二条、第十四条の九又は第三十一条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。					